

【原則 4 の取組状況】

2025 年において、原則 4 については、以下の観点から方針を踏まえた取組をいたしました。

「重要な情報」のお客様への提供として、各種報酬・手数料の内容・金額が記載されている契約書等を必ず作成するとともに、その実効性を担保するため、私募ファンドの特性上個別具体的に報酬条件が定められている契約書の記載状況について、内部管理部門にてサンプリング等の手法を利用したモニタリング・検証を実施いたしました。